

改正

令和3年3月29日告示第83号

山武市総合計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市総合計画条例（平成29年山武市条例第15号）第8条第1項に規定する山武市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

(会議録)

第4条 審議会の会議については、会議録を作成し、会議の経過及び結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する2人が署名しなければならない。

2 秘密会の会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

(会議録の公開)

第5条 会議録及び会議資料（前条第2項の秘密会の会議録及び会議資料は除く。）は、原則として公開する。

2 前項に規定する公開の方法は、総合政策部企画政策課における閲覧により行うものとする。

3 会議録及び会議資料の要旨等については、市ホームページ及び広報紙の活用等により情報提供に努めるものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、秘密会としたときは、この限りでない。

- 2 傍聴人の定員は、原則20人までとする。
- 3 傍聴しようとする者の数が会場の定員を超えるときは、傍聴人を受付順に決定するものとする。
- 4 傍聴しようとする者は、会議の開会時刻の30分前から10分前までに、自己の住所及び氏名を傍聴人受付名簿（別記第1号様式）に記載した後、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受け、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。
- 5 傍聴人は、会場の秩序を乱し、他の傍聴人の迷惑になり、又は会議の妨害になるような行為はしてはならない。
- 6 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人が、前2項の規定に違反するときは、議長はこれを制止し、又は退場を命じることができる。
- 8 会議に提出する資料は、傍聴人に配布することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(山武市総合計画審議会運営要綱の廃止)
- 2 山武市総合計画審議会運営要綱（平成18年山武市告示第299号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月29日告示第83号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。